

## トラクターで公道を走行する前に確認を

### ◎作業機付きトラクターの公道走行について

- ・直接装着するタイプの作業機を付けたトラクターが公道走行可能となりました。

ただし、全長 4.7 ㍓、全幅 1.7 ㍓、全高 2.0 ㍓の車両

⇒小型特殊自動車免許が必要

上記サイズを超える車両や作業機を付けての走行

⇒大型特殊自動車免許が必要（無い場合：無免許運転で違反となります）

### 注 意

### ◎作業機を装着して全幅が 1.7 ㍓（作業機全体幅）を超える場合

- ①大型特殊自動車免許（農耕用含む）が必要です。
- ②左右両側にサイドミラー、制限標識、反射器等が必要です。
- ③作業機を装着した状態で灯火器類（方向指示器、後退灯など）が確認できる必要があります。

ご自身の運転免許証をご確認下さい。

その他さまざまな事項がありますので、詳しくは農林水産省のホームページで確認いただくか、最寄りのJA農機センターへお問い合わせ下さい。

お問い合わせ JA農機燃料課または各農機センター



## JAいわてグループが資格取得を応援します！

### 担い手資格取得助成

- 対象者** 農業に従事する 65 歳以下（令和3年3月末時点）の方
- 助成対象** 大型特殊自動車免許、同（農耕用）、けん引免許、フォークリフト、ドローン等
- 助成内容** 資格取得費用（入学金、テキスト代、講習・検定料）の 1/4（千円未満切り捨て）とし、1 資格当り 2 万円、1 人当たり 5 万円を上限とします。

※令和2年1月1日から令和2年12月25日までに取得した資格が対象です。

お問い合わせ JA営農振興課 ☎34-4001



生産資材  
ひろば

## 農薬を正しく使って確かな収穫！ 農薬の確認するポイントを紹介します

◎登録のある農薬を購入しましょう！

○農薬のラベルを確認する

1. 農林水産省「登録番号」の有無
2. 適用のある「作物名」「適用病害虫(雑草)名」の確認
3. 使用面積に必要な薬量の確認

注意：農薬取締法の規定により、登録番号のない農薬は農作物に使えません。罰則もあります。

◎農薬ラベルの記載通りに使いましょう！

1. 作用する作物名があるか確認  
⇒作物名、適用病害虫(雑草)名
2. 使い方を確認  
⇒希釈倍数、使用量、使用時期、使用回数、使用上の注意
3. 必要な薬量を確認  
⇒必要な薬量と希釈水量を正確に計量して散布液を調整

注意：農薬取締法の規定により、使用基準(対象作物、希釈倍数、使用量、使用時期、使用回数)を遵守することが義務付けられており、罰則もあります。

不明な点は、指導機関やJA・販売店などに相談しましょう。